

# 秋田県公報

## 目 次

**告 示**

- 都市計画の決定による送付図書の縦覧(四〇〇・都市計画課)……………1
- 道路区域の変更(四〇一・道路課)……………1
- 急傾斜地崩壊危険区域の指定(四〇二・河川砂防課)……………1
- 証紙売りさばき人の指定事項の変更の届出(四〇三・会計管財課)……………2
- 都市計画事業の認可(四〇四・秋田地域振興局建設部)……………2

- 建築基準法による道路位置の変更(四〇五・由利地域振興局建設部)……………2
- 公 告**
- 人事行政の運営等の状況の公表(人事課)……………2
- 特定非営利活動法人の定款変更の認証の申請(地域活動支援室)……………2
- 特定非営利活動法人の設立の認証の申請(地域活動支援室)……………2
- 特定調達契約に係る一般競争入札の実施(総務事務センター)……………14
- 土地改良区の役員就任の届出(北秋田地域振興局農林部)……………14
- 県営土地改良事業の換地処分(秋田地域振興局農林部)……………16
- 土地改良区の役員の退任及び就任の届出(平鹿地域振興局農林部)……………16

**秋田県告示第四百一號**

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十条第一項の規定により、潟上市長から都市計画の図書の写しの送付があったので、都市計画法施行規則(昭和四十四年建設省令第四十九号)第十二条の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成二十年九月二十六日

秋田県知事 寺 田 典 城

縦覧に供すべき図書  
秋田都市計画地区計画(元木山四季の街地区計画)の決定の総括図、計画図及び計画書

縦覧場所  
秋田市山王四丁目一番一号 建設交通部都市計画課

道路の種類	旧新別		路 線 名	区 間	敷地の幅員(メートル)	延長(キロメートル)
	新	旧				
一般国道	新	旧	三百四十一号	由利本荘市岩城泉田字沖三三六番から長田二一九番まで	八・五〇～二一〇・〇〇	〇・〇九〇
			三百四十一号	〃	八・五〇～二一〇・〇〇	〇・〇九〇

一 道路の区域

二 道路の区域を表示した図面を縦覧する場所及び期間

(一) 場所 建設交通部道路課

(二) 期間 平成二十年九月二十六日から同年十月九日まで

**秋田県告示第四百二號**

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和四十四年法律第五十七号)第三条第一項の規定により、次の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定する。

平成二十年九月二十六日

秋田県知事 寺 田 典 城

区 域	横間二 字横間	郡市町村大字字 山本郡八峰町八森	地 番	二三番一の一部(次の図に示す部分に限る。)、二四番一の一部(次の図に示す部分に限る。)、二八番一の一部(次の図に示す部分に限る。)、二九番一、二九番六の一部(次の図に示す部分に限る。)、三〇番一の一部(次の図に示す部分に限る。)
-----	------------	---------------------	-----	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

区域名	郡市町村大字字	地 番	敷地の幅員(メートル)	延長(キロメートル)
横間二 字横間	山本郡八峰町八森	二三番一の一部(次の図に示す部分に限る。)、二四番一の一部(次の図に示す部分に限る。)、二八番一の一部(次の図に示す部分に限る。)、二九番一、二九番六の一部(次の図に示す部分に限る。)、三〇番一の一部(次の図に示す部分に限る。)	八・五〇～二一〇・〇〇	〇・〇九〇
	〃	〃	八・五〇～二一〇・〇〇	〇・〇九〇

公 告

申請者の住所及び氏名 にかほ市象潟町字狐森百八十二番一 伊藤 龍 雄		旧新別	道路の位置の変更箇所	道路の延長	道路の幅員	変更年月日
新	旧	にかほ市象潟町字狐森百七十三番四、百八十二番一、百八十三番五、百八十四番一及び百八十五番一 にかほ市象潟町字狐森百七十三番四、百八十三番五、百八十四番一及び百八十五番二	三十五・〇〇メートル 二十一・一二メートル	四・〇〇メートル 四・〇〇メートル	平成二十年九月十七日	

秋田県人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成十七年秋田県条例第七号）第四条第一項の規定に基づき、平成十九年度における人事行政の運営の状況及び秋田県人事委員会の業務の

状況を次のとおり公表する。  
平成二十年九月二十六日

秋田県知事 寺 田 典 城

六八番の一部（次の図に示す部分に限る。）、六九番の一部（次の図に示す部分に限る。）、六九番三の一部（次の図に示す部分に限る。）、六九番六の一部（次の図に示す部分に限る。）、六九番八の一部（次の図に示す部分に限る。）、一一一番の一部（次の図に示す部分に限る。）、一二一番の一部（次の図に示す部分に限る。）、一二三番の一部（次の図に示す部分に限る。）、一二四番の一部（次の図に示す部分に限る。）、一二五番の一部（次の図に示す部分に限る。）、一二五番二の一部（次の図に示す部分に限る。）、一二七番、一二八番の一部（次の図に示す部分に限る。）、一二九番の一部（次の図に示す部分に限る。）、一三〇番の一部（次の図に示す部分に限る。）、一三一番の一部（次の図に示す部分に限る。）、一三二番の一部（次の図に示す部分に限る。）、一三三番の一部（次の図に示す部分に限る。）、一三四番の一部（次の図に示す部分に限る。）、

一三四番の一部（次の図に示す部分に限る。）、一三五番の一部（次の図に示す部分に限る。）、一三六番の一部（次の図に示す部分に限る。）、一三七番二の一部（次の図に示す部分に限る。）、一三八番の一部（次の図に示す部分に限る。）、一三九番の一部（次の図に示す部分に限る。）、一四〇番、一四一番の一部（次の図に示す部分に限る。）、一四二番の一部（次の図に示す部分に限る。）、道路敷（次の図に示す部分に限る。）、

「次の図」は、省略し、その図面及び関係書類を建設交通部河川砂防課及び関係地域振興局建設部に備え置いて縦覧に供する。

秋田県告示第四百三三号

秋田県財務規則（昭和三十九年秋田県規則第四号）第五十七条第一項の規定により、次のとおり証紙の売りさばき人の指定事項の変更の届出があったので、同規則第五十九条の規定に基づき、告示する。  
平成二十年九月二十六日

秋田県知事 寺 田 典 城

売りさばき人の事務所の所在地及び名称

秋田県告示第四百四号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第一項の規定により、都市計画事業を認可したので、同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。  
平成二十年九月二十六日

秋田県知事 寺 田 典 城

- 一 施行者の名称 秋田市
- 二 都市計画事業の種類及び名称 秋田市計画道路事業 三・三・七二号 泉外旭川線 事業施行期間 平成二十年九月二十六日から平成二十八年三月三十一日まで
- 三 事業地 四 事業地
- (一) 収用の部分 秋田市泉菅野一丁目地内並びに秋田市外旭川字水口及び字八幡田地内
- (二) 使用の部分 秋田市泉菅野一丁目地内

秋田県告示第四百五号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第四十二条第一項第五号の規定に基づき指定した道路の位置を次のとおり変更したので、公告する。  
平成二十年九月二十六日

秋田県知事 寺 田 典 城

変更後 湯沢市佐竹町一番一号 湯沢市母子福祉会	変更前 湯沢市佐竹町一番一号 湯沢市母子寡婦福祉連合会
-------------------------------	-----------------------------------

第1 人事行政の運営の状況

1 任免及び職員数の状況等

(1) 任免及び職員数の状況

(各年4月1日現在)

部 門	区 分	職 員 数			対前年 増減数	主 な 増 減 理 由
		平成19年	平 成 2 0 年			
				うち知事部局		
一般行政	総務他	4,139人	3,931人	3,856人	△ 208人	事務の統廃合・縮小・民間委託等
特別行政	教育	10,242人	9,976人		△ 266人	児童生徒数の減少、事務の統廃合・縮小等
	警察	2,301人	2,307人		6人	警察官の補充
公営企業	病院	428人	438人	4人	10人	回復リハビリ病棟の開設
	下水道	31人	27人	27人	△ 4人	流域下水道事務所の業務見直し
	その他	112人	110人	6人	△ 2人	指定管理者制度の導入
合 計		17,253人	16,789人	3,893人	△ 464人	

※ 職員数は、一般職の職員（地方公務員の身分を保有する退職者、派遣職員等を含み、臨時的任用職員及び非常勤職員を除く。）の人数である。

(2) 定員適正化の取組

知事部局の定員適正化計画

対象職員：知事部局職員（病院及び大学の職員を除く。）

計画期間：平成11年度から平成23年度までの13年間

縮減目標：4,819人（平成10年4月1日現在）を27%（1,319人）縮減し、3,500人（平成23年4月1日時点）へ

縮減方法：定年退職者数の補充率を全体で30%程度に抑制し、年間採用者の上限を43人に設定することで、計画的な職員数の縮減を図る。特に平成17年度から平成19年度までの3年間で「重点適正化期間」と位置付け、職員数縮減の強化を図る。

見直し経緯：当初は平成11年度から平成22年度までの12年間で15%（723人）縮減する計画であったが、社会・経済情勢の変化や地方分権の進展に対応するため、新たな行財政運営体制を構築し、一層のコスト縮減を図る必要があることから、平成16年度に見直しを行い、現行計画とした。

あきた教育新時代創成プログラム（教育委員会）

児童生徒数の減少及び学校の統合等に伴い、教職員定数を平成17年度から平成25年度までの9年間で11,397人（平成16年4月1日現在）の15%（1,707人）を縮減し、9,690人（平成25年4月1日時点）とする。

2 給与、勤務時間その他の勤務条件の状況

(1) 平均給料月額等

(平成20年4月1日現在)

区 分	平均給料月額	平均諸手当月額	平均給与月額	平均年齢
行 政 職	340,481円	64,081円	404,562円	43歳6月
警 察 職	338,272円	105,589円	443,861円	41歳8月
教 育 職（高等学校等）	369,470円	48,914円	418,384円	42歳1月
教 育 職（小・中学校）	386,076円	44,773円	430,849円	44歳7月
技 能 労 務 職	322,270円	39,295円	361,565円	48歳2月

(2) 初任給の状況及び経験年数別の平均給料月額

(平成20年4月1日現在)

区 分	初 任 給	採用2年後の 給料月額	経験年数別平均給料月額			
			10 年	15 年	20 年	
行 政 職	大学卒	168,756円	180,515円	259,156円	318,160円	366,397円
	高校卒	137,298円	145,530円	218,834円	255,886円	299,097円
警 察 職	大学卒	193,256円	215,698円	273,466円	334,584円	373,010円
	高校卒	154,938円	173,558円	244,255円	276,768円	339,940円
教 育 職（高等学校等）	大学卒	188,944円	200,704円	302,272円	349,717円	381,326円
教 育 職（小・中学校）	大学卒	188,944円	200,704円	302,625円	350,464円	379,756円
	短大卒	165,228円	180,810円	273,322円	330,300円	365,125円

(3) 行政職の級別職員数の状況

(平成20年4月1日現在)

区 分	9 級	8 級	7 級	6 級	5 級	4 級	3 級	2 級	1 級	計
標準的職務内容	部 長	次 長	課 長	課 長	主幹・副主幹	副主幹・主査	主査・主任	主事・技師	主事・技師	
職 員 数	22人	59人	53人	568人	1,002人	861人	932人	585人	175人	4,257人
構 成 比	0.5%	1.4%	1.2%	13.3%	23.5%	20.2%	21.9%	13.7%	4.1%	100%

※ 県には10種類14表の給料表があるが、そのうちの行政職給料表の状況である。

※ 構成比については、各級ごとに四捨五入しており、合計と内訳の計が一致しない。

(4) 標準を超える昇給の状況

(平成19年度)

区 分	行 政 職	警 察 職	教育職 (高等学校等)	教育職 (小・中学校)
職 員 数	4,443人	1,916人	2,932人	6,018人
標準を超える昇給職員数	703人	309人	479人	979人
比 率	15.8%	16.1%	16.3%	16.3%

(5) 諸手当の状況

ア 期末手当及び勤勉手当

(平成19年度)

区 分	期 末 手 当	勤 勉 手 当
支 給 割 合	6月支給	0.725月分
	12月支給	0.725月分
	合 計	1.45月分
1 人 当 たり 平 均 支 給 額	行 政 職	1,744,251円
	警 察 職	1,743,848円
	教 育 職	1,859,504円
加 算 措 置 の 状 況	職務の級に応じて5%~20%の加算を行う。	

イ 退職手当

(平成19年度)

区 分	支 給 割 合	
	自 己 都 合	勤 奨 ・ 定 年
勤 続 20 年	23.5月分	30.55月分
勤 続 25 年	33.5月分	41.34月分
勤 続 35 年	47.5月分	59.28月分
最 高 限 度	59.28月分	59.28月分
職 種 別 平 均 支 給 額		
行 政 職	24,871千円	
警 察 職	23,235千円	
教 育 職	26,177千円	

ウ 時間外勤務手当

(平成19年度)

支 給 総 額	18億8,576万円
支給対象職員1人当たり支給年額	329,448円

エ 特殊勤務手当

著しく危険、不快、不健康又は困難な勤務その他の著しく特殊な勤務に従事する職員に支給される。28種類の手当があり、そのうち支給額・支給人数の多い手当は警察職員手当、教育業務連絡指導手当、夜間看護等手当等である。

(平成19年度)

支 給 総 額	578,880千円
支給職員1人当たり平均支給年額	98,751円
職員全体に占める手当支給職員の割合	36.2%

オ その他の主な手当

(平成20年4月1日現在)

手 当 名	内 容	区 分	支 給 額
扶 養 手 当	扶養親族（他に生計の途がなく主として職員の扶養を受けている者をいう。以下同じ。）のある職員に支給	配偶者	月額13,000円
		配偶者以外	月額6,500円
		配偶者のない職員の扶養親族のうち1人	月額11,000円
		満16歳となる年度の初日（4月1日）から満22歳となる年度の末日（3月31日）までの子	1人当たり月額5,000円を追加
住 居 手 当	借家又は借間に居住し、月額12,000円を超える家賃を支払っている職員又は自宅に居住している世帯主である職員に対して支給	借家	最高 月額27,000円
		自家	月額3,000円
通 勤 手 当	通勤距離が片道2km以上で、交通機関を利用する職員又は自動車等を使用する職員に対して支給	交通機関利用	最高 月額55,000円
		自動車等利用	最高 月額38,100円
寒 冷 地 手 当	11月から3月までにおいて秋田県及び北海道に在勤する職員に支給	秋田県内に勤務する職員	扶養親族の数などに応じて年額36,800円～89,000円
		北海道に勤務する職員	扶養親族の数などに応じて年額44,000円～116,800円

(6) 勤務時間の状況

勤 務 時 間	休 憩 時 間
午前8時30分から午後5時15分まで	正午から午後0時45分まで

※ このほか、窓口業務のある機関、福祉施設、公の施設、空港管理事務所等においては、必要に応じ特別の勤務時間等を定めている。

(7) 休暇の状況

ア 年次休暇の取得状況

(平成19年1月～同年12月)

区 分	対 象 人 数	使用可能日数	総使用日時数	1人当たり使用日時数
知 事 部 局 等	4,559人	176,137日	51,048日 2時間	11日 2時間
警 察 本 部	2,293人	88,212日	10,684日 6時間	4日 5時間
県 教 育 委 員 会	4,193人	150,751日	40,438日	9日 5時間

※1 「知事部局等」とは、知事部局、労働委員会事務局、議会事務局、人事委員会事務局及び監査委員事務局をいう。(以下の表において同じ。)

※2 「県教育委員会」には、市町村立学校の県費負担教職員を含まない。

イ 育児休業、部分休業及び介護休暇の取得状況

(平成19年度)

区 分	育 児 休 業 (女性)			育 児 休 業 (男性)			部分休業 取得者数	介護休暇 取得者数
	取得可能者数	取得者数	取得率	取得可能者数	取得者数	取得率		
知 事 部 局 等	37人	37人	100.0%	130人	1人	0.8%		3人
警 察 本 部	10人	10人	100.0%	60人		0.0%		1人
教 育 委 員 会	153人	153人	100.0%	206人	1人	0.5%		29人

※1 育児休業の「取得可能者数」とは、平成19年度に新たに育児休業が取得可能となった者の数をいう。

※2 育児休業の「取得者数」とは、平成19年度に新たに育児休業を取得した者の数をいう。

※3 「部分休業取得者数」とは、平成19年度に新たに部分休業を取得した者の数をいう。

※4 「教育委員会」には、市町村立学校の県費負担教職員を含む(以下の表において同じ。)

ウ 休暇制度の概要  
休暇の種類

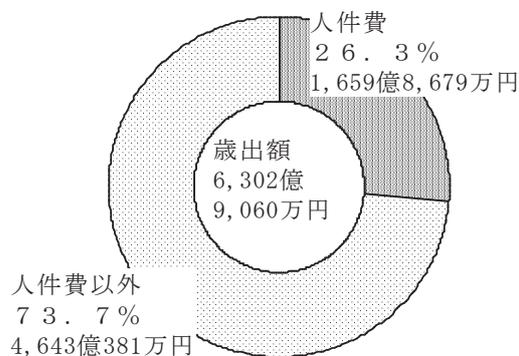
種 類	内 容
年 次 休 暇	1年に20日(新規採用の年は、採用月に応じて定められた日数)与えられる。残日数は、翌年に繰り越すことができる。
病 気 休 暇	負傷又は疾病により療養する必要がある、勤務しないことがやむを得ないと認められる場合に与えられる。
特 別 休 暇	特別の事由により職員が勤務しないことが相当である場合に与えられる。(主な特別休暇は、次の表のとおり。)
介 護 休 暇	配偶者、父母等の介護をするため、勤務しないことが相当であると認められる場合に与えられる。

主な特別休暇

種 類	内 容 (日数等)
ボランティア休暇	職員が自発的に、報酬を得ないで社会に貢献する特定の活動を行う場合で、勤務しないことが相当であるときに与えられる。(年5日以内)
結 婚 休 暇	職員が結婚する場合に与えられる。(7日以内)
出 産 休 暇	女性職員が出産する場合に与えられる。(産前8週間及び産後8週間)
配 偶 者 出 産 休 暇	職員の妻の出産に伴い、入院の付添い等をする場合に与えられる。(2日以内)
配 偶 者 の 出 産 に 係 る 子 の 養 育 休 暇	職員の妻が出産する場合で、子の養育のため勤務しないことが相当であると認められるときに与えられる。(5日以内)
子 の 看 護 等 休 暇	中学校就学の始期に達するまでの子を養育する職員が、その子の看護等をする場合で、勤務しないことが相当と認められるときに与えられる。(年6日以内)
服 忌 休 暇	職員の親族が死亡した場合で、職員が喪に服するときに与えられる。(親族区分により定める日数。最高で連続10日以内)
夏 季 休 暇	夏季における盆等の諸行事、心身の健康の維持及び増進又は家庭生活の充実のため職員が勤務しないことが相当と認められる場合に与えられる。(年5日以内)

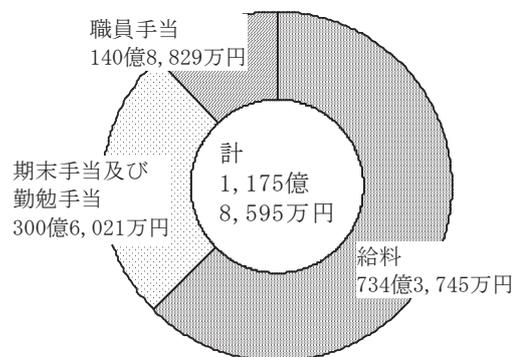
(8) 職員給与費の状況

I 人件費の状況  
(平成18年度普通会計決算)



※人件費には、知事等の特別職の給料及び報酬を含む。

II 職員給与費の内訳  
(平成20年度一般会計予算)



対象職員数17,511人 一人当たり671万円

※職員手当には退職手当は含まない。

## (9) 特別職の給料及び報酬等の状況

(平成20年7月1日現在)

区 分	給 料 及 び 報 酬	期 末 手 当		退 職 手 当	
		6 月 期	12 月 期	算 定 方 法	支 給 時 期
知 事	1,210,000円 (968,000円)	1.55月分	1.7月分	給料月額×在職月数×70/100	任期毎
副 知 事	930,000円 (790,500円)	1.55月分	1.7月分	給料月額×在職月数×45/100	任期毎
議 長	910,000円 (864,500円)	1.55月分	1.7月分	支給しない。	
副 議 長	810,000円 (769,500円)	1.55月分	1.7月分		
議 員	780,000円 (741,000円)	1.55月分	1.7月分		

※ 特例措置として、知事・副知事については平成19年7月から平成21年6月まで、議長・副議長・議員については平成19年10月から平成21年9月までの給料及び報酬が減額されており、括弧内が減額後の額である。

## 3 分限及び懲戒の状況

## (1) 分限処分及び懲戒処分を受けた職員の数

(平成19年度)

区 分	分 限 処 分 を 受 け た 職 員 の 数					懲 戒 処 分 を 受 け た 職 員 の 数				
	降 任	免 職	休 職	降 給	計	戒 告	減 給	停 職	免 職	計
知事部局等			50人		50人	8人	11人	1人	1人	21人
警察本部			7人		7人	2人				2人
教育委員会		2人	123人		125人	5人	2人		2人	9人
計		2人	180人		182人	15人	13人	1人	3人	32人

## (2) 行為別の懲戒処分を受けた職員の数

(平成19年度)

行 為 区 分	戒 告	減 給	停 職	免 職	計
一 般 服 務 違 反	9人	11人			20人
一 般 非 行	1人		1人	2人	4人
収 賄 等				1人	1人
道 路 交 通 法 違 反 ( 職 務 執 行 外 )	4人	1人			5人
監 督 責 任	1人	1人			2人
計	15人	13人	1人	3人	32人

## 4 サービスの状況

## サービス規律の確保に関する取組

(平成19年度)

区 分	取 組 の 概 要
知 事 部 局	平成19年6月 職員の綱紀の保持について (通知) 平成19年6月 参議院議員通常選挙におけるサービス規律の確保について (通知) 平成19年11月 不祥事・事務ミス防止緊急プログラムについて (通知)
警 察 本 部	平成20年2月 異動期における各種事故防止について (通達)
教 育 委 員 会	平成19年6月 教職員等の選挙運動の禁止等について (通知) 平成19年7月 職員の綱紀の保持について (通知) 平成19年12月 職員の綱紀の保持について (通知) 平成20年2月 職員の綱紀の保持について (通知)

5 研修及び勤務成績の評定の状況

(1) 研修の実績

(平成19年度)

区 分	研修実施機関	研 修 区 分	内 容	修了者数	
知 事 部 局	秋田県自治研修所	マ ネ ジ メ ン ト 研 修	経営戦略研修、マネジメント基礎研修、業務コンサル・ユニット研修	307人	
		基 礎 研 修	新規採用職員研修、3年目職員研修、現業職員研修	120人	
		能 力 開 発 研 修	政策形成、クレーム対応力、図解表現技術等	728人	
		キ ャ リ ア 開 発 研 修	キャリアプラン作成等	134人	
		計1,289人			
警 察 本 部	秋田県警察学校	指 定 研 修	採 用 時 教 養	初任科、初任補修科、一般職員初任科	152人
			昇 任 時 教 養	各級任用科	33人
		専 門 研 修	専科、部門別任用科等	359人	
		計544人			
教 育 委 員 会	秋 田 県 総 合 教 育 セ ン タ ー	経 験 年 次 別	初任者研修、教職5年経験者研修、教職10年経験者研修	416人	
		職 務 別 新 任 者	新任教頭研修、新任教務主任研修、新任学年主任研修等	551人	
		事 務 職 員	学校事務職員研修、新規任用事務職員研修	451人	
		計1,418人			

(2) 勤務成績の評定の概要

(平成19年度)

区 分	勤 務 成 績 の 評 定 の 概 要
知 事 部 局	<p>職員人事評価制度</p> <p>対 象：知事部局及び労働委員会事務局の一般職の職員（研究員評価対象者を除く。）</p> <p>評 価 者：直属の上司を1次評価者、さらにその上司を2次評価者とする。</p> <p>評価期間：平成19年4月1日～平成20年3月31日</p> <p>評価方法：業績及び能力について役職段階別に評価要素を定め、各要素の評価点を合計する。</p> <p>研究員評価制度</p> <p>対 象：試験研究機関に勤務する研究職給料表の適用を受ける職員</p> <p>評 価 者：各部門の長を1次評価者、所属長を2次評価者とする。</p> <p>評価期間：平成19年11月1日～平成20年10月31日</p> <p>評価方法：一般的事項及び試験研究に関する事項について評価要素を定め、各要素の評価点を合計する。</p>
警 察 本 部	<p>「秋田県警察勤務評定規程」による。</p> <p>対 象：警部以下の階級にある警察官及びこれに相当する職員</p> <p>評価期間：平成19年1月1日～同年12月31日</p> <p>評価方法：職員を5つの役職段階に区分し、勤務実績、仕事に対する適性、直近上位職への昇任適性の3領域において7段階の評価を行う。</p>
教 育 委 員 会	<p>教員人事評価制度</p> <p>「秋田県立学校職員の勤務成績の評価に関する規則」及び「秋田県市町村立学校職員の勤務成績の評価に関する規則」による。</p> <p>対 象：臨時職員を除く教員</p> <p>評価期間：平成19年4月1日～平成20年3月31日</p> <p>評価方法：職務全体について記述評価と併せ、5段階評価を行う。</p> <p>事務職員人事評価制度</p> <p>対 象：臨時職員を除く事務職員、学校栄養職員、海事職員及び現業職員並びに教育庁等の職員</p> <p>評価期間：平成19年4月1日～平成20年3月31日</p> <p>評価方法：職務遂行の状況を評定要素ごとに5段階評価するとともに、総合評価も行う。</p>

6 福祉及び利益の保護の状況

(1) 福利厚生状況

ア 福利厚生事業の概要

職員の病気、負傷、出産、死亡等に関する事及び退職年金に関する事については、地方公務員法第43条の規定に基づき共済制度が設けられることとされており、共済制度は、地方公務員等共済組合法に基づき実施されている。

職員の保健、元気回復その他厚生に関する事項については、地方公務員法第42条の規定により「厚生に関する計画」を各任命権者ごとに策定し、実施している。

また、秋田県職員の共済制度に関する条例に基づき設立された職員互助会（県職員、教育関係職員、警察職員の各互助会）も福利厚生の事業を実施している。

「厚生に関する計画」に基づき実施される福利厚生事業に要する県の予算は、次の表のとおりである。

イ 職員厚生費の状況

(平成19年度)

区 分	分 類	主 な 事 業	事 業 費
知事部局等	健康管理・安全衛生管理	職員健康診断、健康管理・安全衛生管理	96,260千円
	福利厚生及び文化活動	ライフプラン推進事業等	3,216千円
	メンタルヘルス総合対策事業	メンタルタフネス講習会、地域振興局健康支援室相談員配置等	7,820千円
	職員寮運営	独身寮の管理運営等	995千円
	職員住宅建築費償還金	職員住宅(446戸分)	803,545千円
計			911,836千円
警察本部	健康管理・安全衛生管理	職員健康診断、健康管理・安全衛生管理	38,672千円
	福利厚生	ライフサイクルプラン研修会、殉職警察職員慰霊祭等	1,753千円
	メンタルヘルス総合対策事業	メンタルヘルス研修会、ストレス相談等	525千円
計			40,950千円
教育委員会	職員の健康管理	教育庁職員定期健康診断等	8,930千円
	教職員健康対策事業費	人間ドック	29,295千円
	生涯生活設計支援事業	ライフプラン講座等	793千円
	福利管理費	臨時職員賃金、広報紙作成等	2,763千円
計			41,781千円

(2) 公務災害補償の状況

ア 公務災害補償制度の概要

地方公務員が公務上の災害（負傷、疾病、障害又は死亡をいう。）又は通勤による災害を受けた場合に、その災害によって生じた損害を補償し、必要な福祉事業を行うことにより、被災職員及びその遺族の生活の安定と福祉の向上に寄与することを目的とする。

補償の実施は、常勤職員については「地方公務員災害補償基金」が行い、議会の議員等の非常勤職員については地方公共団体が行う。

補償の種類には、療養補償、休業補償、傷病補償年金、障害補償、介護補償、遺族補償、葬祭補償などがある。

イ 地方公務員災害補償基金による補償実績

(平成19年度)

療 養 補 償		障 害 補 償		遺 族 補 償		そ の 他		福 祉 事 業	
件 数	金 額	件 数	金 額	件 数	金 額	件 数	金 額	件 数	金 額
114件	30,841千円	5件	17,407千円	13件	32,318千円	3件	1,701千円	23件	11,291千円

※ 県職員（市町村立学校の県費負担教職員を含む。）に対する補償実績である。

## 第2 人事委員会の報告事項

## 1 給与、勤務時間その他の勤務条件に関する報告及び勧告の状況

## 前年度の報告及び勧告の概要

平成19年10月11日、職員の給与等に関する報告及び勧告を行ったが、その概要は次のとおりである。

## (1) 改定の内容

## ア 給料表

次の理由により、人事院勧告に準じて、初任給を中心に若年層に限定した引上げ改定を行うこと。

- ・本年4月時点における公民の逆較差は、給与構造の見直しに伴う中高年齢層を対象とした激変緩和措置によるものであり、近い将来解消される見込みであること。
- ・職員の初任給は、県内の民間事業従事者と比べて、大学卒で11,691円、高校卒で6,420円下回っており、看過できない状況にあること。

## イ 扶養手当

本県においても、少子化対策が推進されていることに配慮し、人事院と同様に扶養親族である子等に係る手当額を500円引き上げること。(6,000円→6,500円)

## ウ 地域手当

民間賃金水準の高い地域に勤務する職員について、同一地域に勤務する国及び他の地方公共団体の職員との均衡を考慮し、人事院勧告に準じ支給割合を0.5%引き上げること。

(東京都特別区在勤者14%→14.5%)

## エ 期末手当・勤勉手当

県内民間の特別給の年間支給月数が、職員の期末・勤勉手当の年間支給月数を下回っていることから、期末手当の支給月数を0.1月分引き下げ、4.35月分とすること。

## オ 改定の実施時期

平成19年4月1日から実施すること。ただし、平成19年度の期末手当の改定については、勧告を実施するための条例の公布の日の属する月の翌月の初日(公布の日が月の初日であるときは、その日)から、平成20年度以降の期末手当の改定については平成20年4月1日から実施すること。

## (2) その他の課題

## ア 住居手当

自宅に係る住居手当について、民間の支給状況並びに国及び他の地方公共団体の動向を見極めながら、その見直しについて検討する。

## イ 給料の調整額及び特殊勤務手当

業務の実態について調査・検討を行い、社会情勢の変化や技術の進歩等により特殊性・困難性が薄れているものについて、見直しを行う。

## ウ 勤務時間について

職員の勤務時間の見直しについて、今後の国及び他の都道府県の動向等を注視しながら、検討を進めていく必要がある。

2 競争試験及び選考の状況

(1) 採用試験

区 分	採用 予定 人員 (A)	申込者数			第 1 次 試 験					第 2 次 試 験					最終 倍率 C/F	辞退者数		
		(B)	内女子	受験者数		合格者数		受験率 C/B	倍率 C/D	受験者数		合格者数		受験率 E/D				
				(C)	内女子	(D)	内女子			(E)	内女子	(F)	内女子					
大 学 卒 業 程 度	行 政 A	5	267	86	214	68	20	7	80.1%	10.7	20	7	7	3	100.0%	30.6	0	0
	行 政 B	2	35	19	27	14	5	4	77.1%	5.4	4	3	1	1	80.0%	27.0	0	0
	心 理 判 定	2	19	12	17	10	6	2	89.5%	2.8	5	2	3	2	83.3%	5.7	0	0
	薬 剤 師	5	9	5	8	4	7	3	88.9%	1.1	6	3	6	3	85.7%	1.3	2	1
	化 学	2	20	5	15	5	8	2	75.0%	1.9	7	2	3	0	87.5%	5.0	0	0
	農 学 ( 一 般 )	2	20	6	17	5	7	3	85.0%	2.4	7	3	3	3	100.0%	5.7	0	0
	水 産	1	2	1	2	1	2	1	100.0%	1.0	2	1	1	1	100.0%	2.0	0	0
	総 合 土 木	4	31	6	27	6	12	1	87.1%	2.3	11	1	6	1	91.7%	4.5	0	0
	建 築	1	8	1	5	0	2	0	62.5%	2.5	2	0	0	0	100.0%	—	0	0
	警 察 事 務	8	146	58	123	48	29	6	84.2%	4.2	27	6	8	2	93.1%	15.4	0	0
小 計 (10)	32	557	199	455	161	98	29	81.7%	4.6	91	28	38	16	92.9%	12.0	2	1	
行 政 ( 職 経 )	1	82	12	60	11	5	1	73.2%	12.0	5	1	2	1	100.0%	30.0	0	0	
計 (11)	33	639	211	515	172	103	30	80.6%	5.0	96	29	40	17	93.2%	12.9	2	1	
短 大 卒 業 程 度	保 健 師	1	25	22	20	18	6	5	80.0%	3.3	6	5	2	2	100.0%	10.0	0	0
	看 護 師	15	11	8	10	7	7	5	90.9%	1.4	7	5	6	4	100.0%	1.7	1	1
	診 療 放 射 線 技 師	3	7	2	5	1	5	1	71.4%	1.0	2	0	2	0	40.0%	2.5	0	0
	理 学 療 法 士	18	19	9	19	9	17	8	100.0%	1.1	14	6	13	6	82.4%	1.5	1	1
	作 業 療 法 士	17	24	19	19	14	18	13	79.2%	1.1	14	11	12	10	77.8%	1.6	2	1
	学 校 栄 養 士	5	63	60	58	55	20	19	92.1%	2.9	19	18	7	7	95.0%	8.3	0	0
	小 計 (6)	59	149	120	131	104	73	51	87.9%	1.8	62	45	42	29	84.9%	3.1	4	3
	特 別 公 募																	
	看 護 師	19	11	9	8	7	8	7	72.7%	1.0	8	7	8	7	100.0%	1.0	2	2
	診 療 放 射 線 技 師	1	3	0	2	0	2	0	66.7%	1.0	1	0	0	0	50.0%	—	0	0
理 学 療 法 士	6	4	2	4	2	4	2	100.0%	1.0	3	2	3	2	75.0%	1.3	0	0	
作 業 療 法 士	5	5	2	5	2	4	1	100.0%	1.3	4	1	2	0	100.0%	2.5	1	0	
小 計 (4)	31	23	13	19	11	18	10	82.6%	1.1	16	10	13	9	88.9%	1.5	3	2	
計 (6)	90	172	133	150	115	91	61	87.2%	1.6	78	55	55	38	85.7%	2.7	7	5	
高 卒 程 度	一 般 事 務	1	33	14	25	12	4	2	75.8%	6.3	4	2	2	1	100.0%	12.5	0	0
	警 察 事 務	7	178	87	157	75	29	10	88.2%	5.4	26	10	11	4	89.7%	14.3	4	1
	小 計 (2)	8	211	101	182	87	33	12	86.3%	5.5	30	12	13	5	90.9%	14.0	4	1
	一 般 事 務 ( 身 障 )	1	12	2	11	2	4	1	91.7%	2.8	4	1	1	1	100.0%	11.0	0	0
	計 (3)	9	223	103	193	89	37	13	86.5%	5.2	34	13	14	6	91.9%	13.8	4	1
合 計 (20 種 類)	132	1,034	447	858	376	231	104	83.0%	3.7	208	97	109	61	90.0%	7.9	13	7	
警 察 官 A I	20	87	—	69	—	37	—	79.3%	1.9	35	—	12	—	94.6%	5.8	0	—	
警 察 官 A II	46	260	—	212	—	96	—	81.5%	2.2	92	—	53	—	95.8%	4.0	6	—	
警 察 官 A ( 北 京 語 )	1	1	—	1	—	1	—	100.0%	1.0	1	—	1	—	100.0%	1.0	1	—	
警 察 官 A ( ロ シ ア 語 )	1	0	—	0	—	0	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
女 性 警 察 官 A	4	68	68	47	47	19	19	69.1%	2.5	15	15	6	6	78.9%	7.8	0	0	
警 察 官 B	35	253	—	205	—	100	—	81.0%	2.1	89	—	46	—	89.0%	4.5	9	—	
女 性 警 察 官 B	4	49	49	44	44	16	16	89.8%	2.8	15	15	6	6	93.8%	7.3	1	1	
小 計 (7)	111	718	117	578	91	269	35	80.5%	2.1	247	30	124	12	91.8%	4.7	17	1	
総 計 (27 種 類)	243	1,752	564	1,436	467	500	139	82.0%	2.9	455	127	233	73	91.0%	6.2	30	8	

(2) 選考採用 (適用根拠別状況)

根拠規定		区 分	任 命 権 者 別			計
			知 事	教育委員会	警 察 本 部	
人事委員会規則4-5第26条第1項			32	1	22	55
第1号 係長及び相当職以上の職	課 長		2			2
	政 策 監		1			1
	小 計		3	0	0	3
第3号 国、他の地方公共団体等の在職者	防 災 技 監		1			1
	次 長		1			1
	課 長		1			1
	参 事		1			1
	調 査 官				1	1
	課 長 補 佐				1	1
	主 査		3			3
	係 長				1	1
	主 任				2	2
	主 事		2			2
	警 視				1	1
	警 部				4	4
	警 部 補				2	2
	巡 査 部 長				4	4
巡 査				2	2	
小 計		9	0	18	27	
第7号	資格・免許職	言 語 聴 覚 士	7			7
		医 師	9			9
		職 業 訓 練 指 導 員	1			1
	そ の 他	研 究 員	3			3
		武 道 指 導 員			4	4
		文 化 財 専 門 職 員			1	1
小 計		20	1	4	25	
地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律第3条			0	0	0	0
特 定 任 期 付 職 員						0
	小 計		0	0	0	0
一 般 任 期 付 職 員						0
	小 計		0	0	0	0
合 計			32	1	22	55

3 勤務条件に関する措置の要求の状況

(1) 任命権者に関するもの

事 案 名	要 求 者	要 求 年 月 日	要 求 内 容	審 理 内 容 等	終 結 内 容 年 月 日 等
平成20年秋人委(措)第1号事件	小学校職員	平成20年2月21日	休暇制度	交渉勸奨中	平成20年3月18日(受理)

## (2) 委託市町村・一部事務組合に関するもの

事 案 名	要 求 者	要求年月日	要求内容	審 理 内 容 等	終結内容年月日等
該当なし					

## 4 不利益処分に関する不服申立ての状況

## (1) 任命権者に関するもの

事 案 名	申 立 人	申立年月日	申立理由	審 理 状 況	終結内容年月日等
平成19年秋人委 (不)第1号事件	元県立学校教 諭	平成19年8月29日	懲戒免職処分 取 消 請 求	書面審理	平成20年3月28日 (処分承認)

## (2) 委託市町村・一部事務組合に関するもの

事 案 名	申 立 人	申立年月日	申立理由	審 理 状 況	終結内容年月日等
該当なし					

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二十五条第四項の規定により、特定非営利活動法人から次のとおり定款変更の認証の申請があったので、同条第五項において準用する同法第十四条第二項の規定に基づき、公告する。

平成二十年九月二十六日

秋田県知事 寺 田 典 城

- 一 申請のあった年月日  
平成二十年九月十日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称  
特定非営利活動法人 上小阿仁村移送サービス協会  
代表者の氏名  
小林 佳代子
- 四 主たる事務所の所在地  
秋田県北秋田郡上小阿仁村小沢田字向川原六十九番地一
- 五 定款に記載された目的  
この法人は、村内の六十歳以上の入または通院者、身体障害者、妊婦などに対してその移動を補完する事業、ならびにその他の上小阿仁村の交通を補完するための事業を行う。これらによって公益の増進と福祉に寄与することを目的とする。
- 六 定款の変更内容  
目的の変更

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項の規定により、特定非営利活動法人を設立しようとする者から次のとおり設立の認証の申請があったので、同条第二項の規定に基づき、公告する。

平成二十年九月二十六日

秋田県知事 寺 田 典 城

- 一 申請のあった年月日  
平成二十年九月十二日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称  
特定非営利活動法人環境未来  
代表者の氏名  
小笠原 正 見
- 四 主たる事務所の所在地  
秋田県鹿角郡小坂町小坂字中前田四十二番地一
- 五 定款に記載された目的  
この法人は、地球環境保全の為、限られた資源の再利用、再資源化及び環境保全活動、不法投棄撤廃等の普及啓発の活動、及び推進により、地域社会の公益増進に寄与することを目的とする。

特定調達契約について次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第六百六十七条の六第一項の規定に基づき、公告する。

平成二十年九月二十六日

秋田県知事 寺 田 典 城

- 一 入札に付する事項
  - (一) 購入物品の名称及び数量  
除雪グレーダ(四メートル級G1) 二台
  - (二) 購入物品の仕様等  
入札説明書及び仕様書並びにこれらに係る電磁的記録による。
  - (三) 納入期限  
平成二十一年三月十三日(金)
  - (四) 納入場所  
県の別途指定する場所
- 二 入札に参加する者に必要な資格等
  - (一) 入札に参加する者に必要な資格  
地方自治法施行令第六百六十七条の四の規定に該当しないこと。
  - (2) 秋田県が発注する物品の買入れ等の競争入札に参加する資格を有すること。
  - (3) 入札書により入札に参加する場合は、当該調達契約に係る入札説明書の交付を受けていること。
  - (4) 秋田県物品等調達支払管理システム(電子情報処理組織(物品等の調達に関する事務を処理するためのものに限る。)を使用して知事が指定する電子計算機に備えられたファイルに必要事項を記録するものをいう。以下「調達システム」という。)により入札に参加する場合は、電子署名及び認証業務に関する法律施行規則(平成十三年総務省・法務省・経済産業省令第二号)第四条第一項第一号に規定する電子証明書の発行を受けていること。
  - (一)(2)の資格に係る申請
    - (一)(2)の資格のない者で調達システムにより入札に参加を希望するものは、秋田県電子業者登録システム(電子情報処理組織(競争入札に参加する者に必要な資格に関する事務を処理するためのものに限る。)を使用して知事が指定する電子計算機に備えられたファイルに必要事項を記録するものをいう。)により平成二十年十月十日(金)までに申請すること。ただし、知事が特に必要と認めるときは、当該方法に代えて、所定の競争入札参加資格申請書を提出して申請することができる。

三 契約条項を示す場所等  
(一) 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問合せ先  
郵便番号〇一〇一八五七〇 秋田市山王四丁目一番一〇  
秋田県出納局総務事務センター(電話番号〇一八八六〇一七四三)

- (二) 調達システム (<http://www.itemsupply.pref.akita.jp/eps/public/pubTop.do?methodName=iniDisplay>) により契約条項を表示し、並びに入札説明書及び仕様書に係る電磁的記録を利用することができる。
- (三) 入札説明書及び仕様書の交付方法  
秋田県の休日定める条例(平成元年秋田県条例第二十九号)第一条第一項に規定する県の休日を除き、平成二十年九月二十六日(金)から同年十月二十日(月)までの期間、(一)の場所において随時交付する。
- (四) 入札説明書及び仕様書に係る電磁的記録を利用することができる方法  
平成二十年九月二十六日(金)から同年十月二十日(月)までの期間、調達システムにより利用することができる。
- 入札執行の日時及び場所  
平成二十年十月二十三日(木) 午後一時三十分  
秋田県出納局総務事務センター  
入札保証金  
秋田県財務規則(昭和三十九年秋田県規則第四号)第六百六十四条から第六百六十三条までに規定するところによる。
- 六 その他
  - (一) 契約手続において使用する言語及び通貨  
日本語及び日本国通貨
  - (二) 入札の方法  
落札決定に当たっては、入札書に記載され、又は入札に係る電磁的記録に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する額を加算した金額(当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の百五分の百に相当する金額を入札書に記載し、又は入札に係る電磁的記録に記載すること。
  - (三) 入札の無効  
秋田県財務規則第六十六条に規定するところによる。
  - (四) 落札者の決定方法  
予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札

をした者を落札者とする。ただし、落札となるべき同価の入札をした者が二人以上あるときは、くじにより決定する。

(五) 契約書作成の要否 要  
(六) 提出書類等  
入札に参加しようとする者は、別に定める期日までに、入札説明書及び仕様書に記載され、並びにこれらに係る電磁的記録に記載された必要資料等を提出すること。

(七) その他

詳細は、入札説明書及びこれに係る電磁的記録による。

七 概要

Summary

1 Nature and quantity of item to be purchased : 2 Snow Removing Motor Graders (4 meter wide class, G1)  
2 Time-limit of tender : 1:30 P.M. 23 October, 2008

3 Contract point for the notice : General Administration Center, Bureau of Treasury, Akita Prefectural Government, 4-1-1 Sanno, Akita City, Akita Prefecture 010-8570, Japan TEL 018-860-2743

特定調達契約について次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百六十七条の六第一項の規定に基づき、公告する。  
平成二十年九月二十六日

秋田県知事 寺 田 典 城

一 入札に付する事項

(一) 購入物品の名称及び数量  
除雪グレーダ(四メートル級G1) 一台  
(二) 購入物品の仕様等  
入札説明書及び仕様書並びにこれらに係る電磁的記録による。

(三) 納入期限

平成二十二年三月十三日(金)

(四) 納入場所

県の別途指定する場所

二 入札に参加する者に必要な資格等

(一) 入札に参加する者に必要な資格  
(1) 地方自治法施行令第百六十七条の四の規定に該当しないこと。  
(2) 秋田県が発注する物品の買入れ等の競争入札に参加する

資格を有すること。

(3) 入札書により入札に参加する場合は、当該調達契約に係る入札説明書の交付を受けていること。

(4) 秋田県物品等調達支払管理システム(電子情報処理組織(物品等の調達に関する事務を処理するためのものに限る。))を使用して知事が指定する電子計算機に備えられたファイルに必要事項を記録するものをいう。以下「調達システム」という。)により入札に参加する場合は、電子署名及び認証業務に関する法律施行規則(平成十三年総務省・法務省・経済産業省令第二号)第四条第一項第一号に規定する電子証明書の発行を受けていること。

(二) (2)の資格に係る申請

(一) (2)の資格のない者で調達システムにより入札に参加を希望するものは、秋田県電子業者登録システム(電子情報処理組織(競争入札に参加する者に必要な資格に関する事務を処理するためのものに限る。))を使用して知事が指定する電子計算機に備えられたファイルに必要事項を記録するものをいう。)により平成二十年十月十日(金)までに申請すること。ただし、知事が特に必要と認めるときは、当該方法に代えて、所定の競争入札参加資格申請書を提出して申請することができ。

三 契約条項を示す場所等

(一) 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問合せ先  
郵便番号〇一〇一八五七〇 秋田市山王四丁目一番一号  
秋田県出納局総務事務センター(電話番号〇一八八六〇一二七四三)

(二) 調達システム

(http://www.itemsupply.pref.akita.lg.jp/eps/public/pubTop.do?methodName=initDisplay)により契約条項を表示し、並びに入札説明書及び仕様書に係る電磁的記録を利用することができる。

(三) 入札説明書及び仕様書の交付方法

秋田県の休日等を定める条例(平成元年秋田県条例第二十九号)第一条第一項に規定する県の休日を除き、平成二十年九月二十六日(金)から同年十月二十日(月)までの期間、(一)の場所において随時交付する。

(四) 入札説明書及び仕様書に係る電磁的記録を利用することができる方法

平成二十年九月二十六日(金)から同年十月二十日(月)までの期間、調達システムにより利用することができる。入札執行の日時及び場所

平成二十年十月二十三日(木)午後一時三十分

秋田県出納局総務事務センター

五 入札保証金

秋田県財務規則(昭和三十九年秋田県規則第四号)第百六十条から第百六十三条までに規定するところによる。

六 その他

(一) 契約手続において使用する言語及び通貨  
日本語及び日本国通貨

(二) 入札の方法

落札決定に当たっては、入札書に記載され、又は入札に係る電磁的記録に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する額を加算した金額(当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の百分の百に相当する金額を入札書に記載し、又は入札に係る電磁的記録に記載すること。

(三) 入札の無効

秋田県財務規則第百六十六条に規定するところによる。

(四) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札をした者を落札者とする。ただし、落札となるべき同価の入札をした者が二人以上あるときは、くじにより決定する。

(五) 契約書作成の要否 要

(六) 提出書類等

入札に参加しようとする者は、別に定める期日までに、入札説明書及び仕様書に記載され、並びにこれらに係る電磁的記録に記載された必要資料等を提出すること。

(七) その他

詳細は、入札説明書及びこれに係る電磁的記録による。

七 概要

Summary

1 Nature and quantity of item to be purchased : 1 Snow Removing Motor Graders (4 meter wide class, G2)  
2 Time-limit of tender : 1:30 P.M. 23 October, 2008

3 Contract point for the notice : General Administration Center, Bureau of Treasury, Akita Prefectural Government, 4-1-1 Sanno, Akita City, Akita Prefecture 010-8570, Japan TEL 018-860-2743

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、大館市南土地改良区から次のとおり役員就任の届出があったので、同条第十七項の規定に基づき、公告する。

平成二十年九月二十六日

秋田県知事 寺 田 典 城

就任監事の住所及び氏名

大館市根下戸字下袋百六十四番地一 田中 良男

平成二十年九月十八日県営土地改良事業（女米木地区全工区ほ場整備事業）の換地処分をしたので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の二第十項の規定において準用する同法第五十四条第四項の規定に基づき、公告する。

平成二十年九月二十六日

秋田県知事 寺 田 典 城

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、横手市宮田土地改良区から次のとおり役員就任及び就任の届出があったので、同条第十七項の規定に基づき、公告する。

平成二十年九月二十六日

秋田県知事 寺 田 典 城

一 退任理事の住所及び氏名

横手市大雄字下新処百三十四番地 藤山 善次

〃 〃 字下田町二十八番地 高橋 誠一

〃 〃 字平柳四十八番地 横井 俊夫

〃 〃 字刺水二百二十九番地一 小玉 重一

〃 〃 雄物川町薄井字下宮田百二十四番地 土田 直一

〃 〃 〃 字薄井二百二十七番地一 小野 勲

〃 〃 大雄字平柳五十六番地 土田喜一郎

〃 〃 〃 字下新処百三十六番地 小沼 廣慈

〃 〃 雄物川町会塚字大塚百九番地 佐藤 賢一

〃 〃 大雄字田町百九十一番地 高橋 義広

二 就任理事の住所及び氏名

横手市大雄字下新処百三十四番地 藤山 善次

〃 〃 〃 字下田町二十八番地 高橋 誠一

〃 〃 〃 字平柳四十八番地 横井 俊夫

〃 〃 〃 字刺水二百二十九番地一 小玉 重一

〃 〃 雄物川町薄井字下宮田百二十四番地 土田 直一

〃 〃 大雄字平柳五十六番地 土田喜一郎

〃 〃 〃 字下新処百三十六番地 小沼 廣慈

横手市雄物川町会塚字大塚百九番地 佐藤 賢一

〃 〃 大雄字田町百九十一番地 高橋 義広

〃 〃 雄物川町薄井字薄井十二番地 菊地松太郎

三 退任監事の住所及び氏名

横手市大雄字下田町五十二番地 小松田隆一

〃 〃 雄物川町薄井字家後四十四番地三 越前 忠男

〃 〃 〃 字薄井八十五番地一 佐藤 昭一

四 就任監事の住所及び氏名

横手市大雄字下田町五十二番地 小松田隆一

〃 〃 雄物川町薄井字家後四十四番地三 越前 忠男

〃 〃 〃 字薄井八十五番地一 佐藤 昭一

発行者 秋 田 県

秋田市山王四丁目一番一号

購読料金 一月三千六百七十五円(税込)

印刷所

秋田市山王七丁目五番二十九号  
株式会社 松原印刷社  
電話(83)八七六六 FAX(83)〇〇〇五  
E-mail:matsubara@matsubarainatsu.co.jp

印刷者 秋田市山王七丁目五番二十九号 松原繁雄